

●香川県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年9月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西植田高松線（156号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市六条町字中筋259番3地先 から	前	5.8~14.4	25	市道移管による不 用物件化
高松市六条町字中筋1445番1地先 まで	後	5.8~8.8	25	

- 4 供用開始の期日 平成25年9月3日